

令和元年9月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	令和元年9月30日(月) 午前9時00分～10時15分まで
出席委員	(農業委員 6人) 1番:鎌田勝敏 2番:工藤久美子 3番:坂本康充 6番:西和浩 7番:後藤ミホ 8番:平野豊文 (農地利用最適化推進委員 6人) 吉岡定男 藤井恒美 國岡伸二 久保田博文 田村和之 西哲郎
欠席委員	(農業委員 1人 農地利用最適化推進委員 0人) 農業委員:堀田計一 農地利用最適化推進委員:0名
出席職員	事務局長:淵上達也 専門監:三隅秀俊 主査:眞崎哲子
会議録署名委員	6番:西和浩 7番:後藤ミホ
議事日程	令和元年9月30日(月) 1日間
報告	(1) 9月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告 (1件) (3) 農家相談日結果報告について (0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 相続届の提出について (1件) ② 合意解約書の提出について (4件) ③ その他
会議事件	議案第26号 農地利用最適化推進委員の辞任について 議案第27号 農地法第3条第の規定による許可申請の承認について 議案第28号 非農地証明願いの承認について 議案第29号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第90号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
事務局 (事務局長)	ただ今から9月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。皆さん、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。本日の欠席者についてご報告させていただきます。5番堀田計一委員ですが、奥様のお母様がお亡くなりになられたということで本日欠席をされております。通夜が本日、高鍋の斎場において18時から行われることになっております。それから、岸推進委員につきましては、本日の第26号議案に挙がっていますが、その中で具体的に説明させていただきます。本人から退職願が出ていますので、本日は欠席ということでご報告させていただきます。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>皆さん、お早うございます。今、局長から2件の報告ありました。1件は堀田さんの奥様のお母様の訃報のためということでご冥福をお祈りさせていただきます。もう1件は、非常に残念なことです、私達の仲間であります岸推進委員から退職願が提出されたということでもあります。この後の議題で事務局長から説明がありますのでここでの詳しいお話は差し控えさせていただきます。</p> <p>今月も台風時期で15号、17号の台風が大変日本列島を騒がせてくれました。関東方面では大変な災害となっています。17号では、延岡方面で予期もしません竜巻が発し、大きな被害が出ています。2、3日前に延岡の方に用事がありまして、電車で行きましたが、駅の側の鉄塔が住宅に当たらなくてよかったなという感じで倒れていました。コンテナも片付けられずにそのままの状態でした。災害でお亡くなになられた方のご冥福をお祈りしますとともに、災害に遭われた皆様へ心からお見舞いを申し上げます。また、追いかけるように台風18号が発生しています。進路予想では宮崎県には大きな影響は無いのではとは思いますが、判りませんので注視しておかないといけないと思います。今月は特に天候不順が続いています。皆様方には、農作業で大変ご苦労されているのではと思っております。作付けの予定が大幅に遅れたり、段取りもままならない事態もあるかと思っております。いずれにしても、頑張ってもらわないかと思っています。本日は、案件が5件であります。事務局長から報告がありましたが、そのことにつきまして議案の中で審議をしていただくこととなりますのでよろしくお願いしたいと思います。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>ただ今から令和元年9月期の定例総会を開会致します。</p> <p>本日の本会議の出席は、農業委員6名中5人が出席ですので総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は6名ですので合計12名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、6番西和浩委員と7番後藤ミホ委員にお願いします。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と眞崎主査を指名致します。</p> <p>それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第26号農地利用最適化推進委員の辞任についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、資料の11ページをお願い致します。</p> <p>議案第26号農地利用最適化推進委員の辞任について、下記の委員から木城町農地利用最適化推進委員を辞任したい旨届けがありましたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第23条の規定に基づき農業委員会</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>の同意を求める。</p> <p>川原地区 農地利用最適化推進委員 住所 木城町大字椎木 2127 番地 1 氏名 岸法彦</p> <p>この案件につきましては、岸推進委員から「9月3日付けで9月15日をもって退職を致します。」という退職願が出ています。</p> <p>なお、農地利用最適化推進員においては、町内区域の中の地区において農地の最適化の推進に熱意と識見を有する者となっています。この度、ご本人が農業を辞められ、木城町から転出されることで推進委員の業務遂行が困難であるということをもって岸推進委員の辞任の同意につきまして本議案でお諮りをさせていただきます。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第26号農地利用最適化推進委員の辞任についてであります。この件につきまして、質疑のある方は挙手をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんのでお諮りさせていただきます。この案件につきまして、同意をいただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手との事ですので、岸法彦農地利用最適化推進委員の辞任につきましては農業委員化は同意とさせていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>なお、事務局から、補足説明があります。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>議案第26号で岸法彦推進委員の川原地区の担当地区が空席になりますが、来年の7月をもって改選となっていますので岸法彦さんの担当地区につきましては、このまま空席のままということで考えております。なお、川原地区につきましては工藤委員が1人となりますので関係のあるところは他の農業委員と推進委員にご協力をいただきたいということと、あわせて事務局で対応をしていきたいと考えていますのでご協力の程よろしくをお願い致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>以上、説明がありましたとおり皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の12ページをお願いします。</p> <p>議案第27号農地法第3条の規定による許可申請の承認について農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>受付番号 14 番 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字下鶴河原〇〇番 地目 田 地積 649 m² 他 11 筆 合計 田 12 筆 8,689 m² 移動区分 売買 売買価格 全部で 3,475,600 円 経営状況 家族 1 労働力 5 経営面積 28,155 m² 移動の理由 規模拡大 担当は、1 番鎌田会長です。資料につきましては 14 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 15 番 譲渡人・譲受人については表記のとおりです。土地表示 大字高城字赤木〇〇番 地目 畑 地積 2,056 m² 他 2 筆 合計 畑 3 筆 2,943 m² 移動区分 売買 売買価格 全部で 842,579 円 経営状況 経営面積 166,916 m² 移動の理由 規模拡大 担当委員は、5 番堀田委員となっておりますが、欠席となっております。資料につきましては、15 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号 14 番について担当の私から説明を致します。先程、報告事項の中で申し上げしましたが、譲渡人は高鍋の方です。高鍋といっても木城の境目で、家は 50m~100m ぐらいの間にあります。農地につきましては、14 ページの地図を見てもらうとわかるように、石河内・高城線から川南のほうに行く道があります、その川南のほうに行く道沿いにある田になります。三角のところを含めて 3 枚目だと思いますが、3 枚目 4 枚目が空欄になっていると思います、ここは、以前、譲受人が購入された土地であります。これを含めて、大体全部譲受人の所有になるということになります。規模拡大ということで、面積を増やしたいという話でありました。まだまだ増やしたいとの意向です。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、15 番のほうは、事務局で説明をお願いいたします。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>さきほど、行事報告の中で〇〇株式会社ということで説明しましたが、〇〇株式会社の子会社であります、現地法人として◎◎株式会社という形で、川南の△△株式会社の土地を購入する形となっております。基本的には、〇〇株式会社の△△株式会社で、現地の会社も◎◎株式会社の社長は同じ方です。</p> <p>次のページの写真を見ても判るように、申請地としては 3 筆となっておりますが、基本的には◎◎株式会社が金融機関から 1 億円の融資を受けまして、ここで農業関係の事業を展開するというので△△株式会社が持っていた農地を◎◎株式会社の方に集約するというので、この◎◎株式会社が購入することになっております。以上です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 27 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 14 番につきまして、質疑ある方は挙手の上質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、受付番号 14 番につきまして質疑を打ち切ります。それでは、次に受付番号 15 番につきまして、質疑ある方は挙手のうえ、質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、受付番号 15 番につきまして質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと思います。議案第 27 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 14 番、15 番につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので議案第 27 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 14 番、15 番については承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 28 号非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>資料の 16 ページをお願い致します。議案第 28 号非農地証明願いの承認について非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 2 番 申請人については表記のとおりです。土地表示 木城町大字高城字桑ノ本 地番〇〇番 地目 田 地積 38 m² 現況地目 雑種地 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。（ア）その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合。（イ）（ア）以外の場合にあって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。 担当委員は、1 番鎌田会長です。資料につきましては 17 ページから 19 ページに添付しています。以上です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、写真説明をお願い致します。</p>
<p>（事務局） 眞崎 主査</p>	<p>プロジェクターを使用し説明。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので、担当の私から補足説明を致します。今、写真を見ていただいたとおりです。面積にしましても、38㎡であります。ほとんど土手です。耕作をする農地として利用するのは困難です。機械を入れるのも難しく、農地としての利用は厳しい所です。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので、議案第 28 号 非農地証明願いの承認についてであります。質疑のある方は挙手の上質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りします。議案第 28 号非農地証明願いの承認についてであります。承認に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 28 号非農地証明願いの承認については原案どおり承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 29 号農用地利用集積計画（所有権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>総会資料の 20 ページをお願いします。議案第 29 号農用地利用集積計画（所有権設定）についてであります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 番 受付番号 8 番 移動区分 贈与 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字田畑〇〇番 地目 田 地積 1,436㎡ 利用目的 施設園芸 移転時期・引渡時期 2019 年 10 月 31 日 担当は 8 番平野委員です。資料は、22 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 2 番 受付番号 9 番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字川原字百合野〇〇番 地目 畑 地積 2,166㎡ 利用目的 露地野菜 売買価格 全部で 866,400 円 支払方法 現金払 移転時期・支払時期・引渡時期 2019 年 10 月 31 日 担当は 3 番坂本委員です。資料は、23 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 3 番 受付番号 10 番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人につつま</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>しては表記のとおりです。土地表示 大字高城字西ヶ原〇〇番 地目 畑 地積 1,031 m² 他2筆 合計 畑3筆 3,117 m² 利用目的 露地野菜 売買価格 全部で1,247,000円 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期 2019年10月21日 農地中間管理機構が行う特例事業となります。資料は、13ページに添付してあります。</p> <p>整理番号4番 受付番号11番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字北中原〇〇番 地目 畑 地積 6,440 m² 利用目的 飼料作物 売買価格 全部で3,220,000円 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期 2019年10月21日 農地中間管理機構が行う特例事業となります。資料は、25ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当委員の説明をお願いしたいと思います。受付番号8番につきまして、8番平野委員からお願いします。</p>
<p>(8番) 平野 豊文</p>	<p>この土地は、現在、施設園芸のハウスがあるところですが、藤井推進委員と確認をしております。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号9番につきまして、3番坂本委員をお願いします。</p>
<p>(3番) 坂本 康充</p>	<p>受付番号9番について説明致します。この案件は比木の譲渡人の土地を百合野の地区の譲受人が買うこととなったわけですが、実際の耕作の境界と登記上の境界に違いがあり、変更するには分筆が必要となる為、譲受人が購入することとなりました。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>10番、11番につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業ということでありますので、担当委員の説明は省かせていただきます。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第29号 農用地利用集積計画(所有権設定)についてであります。質疑のある方は、挙手の上受付番号を言われてから質疑をお願いします。</p>
<p>(2番) 工藤 久美子</p>	<p>受付番号9番の売買の畑のことですが、23ページの地図を見たときに土地はちゃんとされていますが、右隣の畑は〇〇さんの土地です。今、農地中間管理事業で〇〇さんが耕作されています。以前地図を見たときに枠の中の右側の色が濃い所までが〇〇さんの土地ということで、〇〇さんが耕作されていると思います。この部分について〇〇さんは承知されているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (専門監)</p>	<p>今回、譲受人が購入される土地ですが、一部〇〇さんの畑が入っているということですが、この件につきましては、3人とも承知されておりまして、この状況でいかれると、譲渡人の土地の中に〇〇さんが耕作されているところがあるということで、実際相談に来られた時に先程坂本委員が言われたとおり、測量の話になりまして、実際測量となると多額の費用がかかりますので、それでしたらということで、譲渡人から譲受人の方に購入していただけないかとい</p>

事務局 (専門監)	うことになりまして、今回の案件となっております。事情については、当該者全てが承知されてからの手続きとなっております。
(2番) 工藤 久美子	〇〇さんが耕作されている畑は〇〇さんの土地ということですか。
事務局 (専門監)	それも含めて、了解されているということです。
議長(会長) 鎌田 勝敏	状況については、はっきりされているのですね。
事務局 (専門監)	境界は双方判っておられるということです。
議長(会長) 鎌田 勝敏	<p>他にございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと思います。それでは、議案第 29 号 農用地利用集積計画(所有権設定)についてであります。受付番号 8 番、9 番について、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>つづきまして、受付番号 10 番、11 番についてお諮りしたいと思います。この案件に、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので議案第 29 号農用地利用集積計画(所有権設定)について受付番号 8 番、9 番、10 番、11 番につきましては全て承認可決とします。</p>
議長(会長) 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 30 号農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
事務局 (事務局長)	<p>議案第 30 号農用地利用集積計画(利用権設定)について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 番受付番号 28 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。土地表示 大字高城字西ヶ原〇〇番 地目 畑 地積 1,031 m² 他 2 筆 合計 畑 3 筆 3,117 m² 利用目的 露地野菜 始期・終期 2019 年 10 月 21 日から 2024 年 08 月 20 日(4 年 10 ヶ月) 借賃 全部で 12,000 円 経営面積 1.4 h a 家族数 4 人 稼働労働力 2 人 農地中間管理機構が行</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>う特例事業となります。資料につきましては30ページに添付してあります。</p> <p>整理番号2番 受付番号29番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字北中原〇〇番 地目 畑 地積 6,440㎡ 利用目的 飼料作物 始期・終期 2019年10月21日から2024年08月20日(4年10ヶ月) 借賃 全部で32,000円 経営面積5.9ha 家族数3人 稼働労働力3人 農地中間管理機構が行う特例事業となります。資料につきましては31ページに添付してあります。</p> <p>整理番号3番 受付番号30番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字北中原〇〇番 地目 畑 地積 4,017㎡ 他1筆 合計 畑2筆 8,806㎡ 利用目的 露地野菜 始期・終期 2019年10月01日から2024年09月30日(5年) 借賃 全部で90,000円 経営面積17.4ha 家族数4 稼働労働力3 担当委員は、3番坂本委員です。新規の案件です。資料につきましては32ページに添付してあります。</p> <p>整理番号4番受付番号134番から整理番号6番受付番号136番につきましては、全て農地中間管理事業での賃貸借契約となります。借受人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっており、9月20日(金)の振興公社の審査会において可決されています。振興公社との契約期間は5年が田11筆12,340㎡、10年が田3筆4,895㎡、の合計14筆の17,235㎡の集積面積となります。</p> <p>今回の農地中間管理事業の集積配分計画の参考資料を29ページに添付しています。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>整理番号1番受付番号28番と整理番号2番受付番号29番につきましては農地中間管理機構が行う特例事業となりますので地区担当委員の説明は省略させていただきます。それでは、受付番号30番につきまして担当の3番坂本委員に説明をお願いします。</p>
<p>(3番) 坂本 康充</p>	<p>受付番号30番につきまして説明します。この案件は、もともと借受人の借地された農地が売買されることとなった為、その代替地として貸付人の土地を借りて甘藷を作付けされるとのことです。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号134番、135番、136番につきましては、農地中間管理事業ということですので、説明は省かせていただきます。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは質疑に入ります。議案第30号農用地利用集積計画(利用権設定)について質疑のある方は挙手の上受付番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、質疑を打ち切りたいと思います。それでは、お諮</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>りします。議案 30 号第農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。受付番号 28 番、29 番、30 番、134 番、135 番、136 番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成とのことですので、議案第 30 号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号 28 番、29 番、30 番、134 番、135 番、136 番につきましては承認可決とします。</p> <p>以上で 9 月期の定例総会の議事案件は全て終了しました。ここで 9 月期定例総会の本会議を終了致します。</p>
<p>協 議 会</p>	<p>1 10月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、令和元年 9 月期の定例総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p>議 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>